

東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）案について

国の新戦略策定上の重要項目

第五次までの戦略を継承・深化するとともに、台頭する新たな脅威に対抗するための新たな施策を含めた、第六次戦略を策定する。

1. 大麻乱用期への総合的な対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 規範意識向上のための、より一層の啓発活動の強化 ● 大麻に特化した再乱用対策 ● 関係省庁が連携した取締強化
2. 再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止・社会復帰支援策の充実 ● 関係機関が連携した“息の長い”支援の一層強化
3. サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 巧妙化する犯罪手口に対応するため、捜査技術・手法の高度化、体制強化
4. 国際的な人の往来増加への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪日外国人・海外渡航者への注意喚起 ● 水際取締りの一層強化による薬物供給の遮断
5. 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の薬物政策の特徴や利点についての国際的な理解の促進 ● 予防政策や啓発活動の継続、発展的検討の重要性について国際社会への発信強化

第五次五か年戦略（平成30年8月）

目標1
青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

目標2
薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

目標3
薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

目標4
水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

目標5
国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止



第六次五か年戦略（令和5年8月）

目標1
青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

目標2
薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

目標3
国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

目標4
水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

目標5
国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

第五次五か年戦略（平成30年8月）

目標1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実
- 有職・無職少年に対する啓発の強化
- 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化
- 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進
- 広報・啓発の強化
- 広報・啓発活動による効果検証の推進

目標2

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 薬物依存症者等への医療提供体制の強化
- 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進
- 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実
- 薬物依存症に関する正しい理解の促進
- 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

目標3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化
- 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進
- 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化
- 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応
- 薬物乱用者に対する取締りの徹底
- 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進
- 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

目標4

水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 密輸等に関する情報収集の強化
- 薬物密輸ルート の 解明と水際における取締体制の構築
- 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底
- 訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

目標5

国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止
- 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握
- 国際会議・国際枠組への積極的な参画
- 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

第六次五か年戦略（令和5年8月）

目標1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実
- 有職・無職少年に対する啓発の強化
- **国際的な人の往来の増加に向けた**海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進
- **国民全体の規範意識の向上に向けた**広報・啓発活動の推進

目標2

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 薬物依存症者等への医療提供体制の強化
- 刑事司法関係機関等が連携した社会復帰に繋げる**息の長い**指導・支援の推進
- 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実
- 薬物依存症に関する正しい理解の促進
- 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

目標3

国内外の薬物密売組織の壊滅、**大麻をはじめとする薬物の**乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進
- **薬物犯罪収益対策**の推進
- 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応
- **大麻をはじめとする**薬物の乱用者に対する取締りの徹底
- 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進
- 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

目標4

水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 密輸等に関する情報収集の強化
- 薬物密輸ルート の 解明と水際における取締体制の構築
- 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底
- **国際的な人の往来の増加に向けた**訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

目標5

国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止
- 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握
- 国際会議・国際枠組への積極的な参画
- 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

1. 現行計画（H30）策定の背景

- ・ インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布等を背景とした、若い世代の大麻乱用の拡大
- ・ 海外からの不正薬物の流入増加、危険ドラッグ等の薬物流通形態の巧妙化・潜在化（フリマアプリ・SNS等を利用した販売）
- ・ 平成28年6月の刑の一部執行猶予制度開始に伴う、保護観察対象者等の増加

2. 現行計画（H30）における主な取組

計画期間：平成31年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間

柱1 啓発活動の拡大と充実

- ▶ 若年層を対象とした大麻の危険性・有害性等に関する正しい知識の普及啓発の強化
 - ➔ ・ 小学校高学年や中学生向けの動画及びワークシートの作成・配布（保健医療局）
 - ➔ ・ 有名タレントを起用した大麻乱用防止啓発用スポット映像の作成・放映（警視庁）
- ▶ 日本語の習得が不十分な在留外国人等への普及啓発の推進
 - ➔ ・ 在留外国人等への啓発を行うため、8か国語に対応したポスター・リーフレットの作成・配布（保健医療局）

柱2 指導・取締りの強化

- ▶ 巧妙化・潜在化する危険ドラッグの販売への対応
 - ➔ ・ ビッグデータ解析を活用した流通実態の把握、未規制成分の知事指定薬物への指定による迅速な規制（保健医療局）
- ▶ 薬物事犯に対する取締り強化
 - ➔ ・ 関係機関と連携した薬物事犯の取締り強化（関東信越厚生局、警視庁）

柱3 薬物問題を抱える人への支援

- ▶ 回復に取り組む薬物依存症者及びその家族への支援
 - ➔ ・ 保護観察対象者に対する回復・社会復帰に向けた指導監督（東京保護観察所）
 - ➔ ・ 都立松沢病院、精神保健福祉センターにおける専門的医療、回復プログラム等の提供（都立病院機構、福祉局）

3. これまでの取組の結果

- ・ 都内で最も検挙人員の多い覚醒剤事犯の大幅な減少（平成30年:1,492人、令和4年:1,031人）、危険ドラッグを販売する実店舗の閉鎖
- ・ 一方で、若い世代を中心に、依然として都内大麻事犯の検挙人員が増加傾向（H30:734人、R元:886人、R2:801人、R3:979人、R4:769人）

1. 計画の位置づけ

- 東京は、人や物が集中し、大規模な経済活動拠点、国際都市であることから、薬物乱用・犯罪が広がるリスクが大きい。
- 国及び都の機関で構成する「東京都薬物乱用対策推進本部」を設置し、本計画の下、関係機関が連携して薬物乱用対策に取り組む。

2. 計画改定の背景

- インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布等を背景とした、若い世代の大麻乱用の拡大
- 様々な悩みや生きづらさ等を背景とした、若い世代の市販薬乱用（オーバードーズ、OD）の拡大
- 賃貸物件の空き部屋を宛先とする密輸や秘匿性の高いメッセージアプリ等を悪用した密売など、密輸・密売手法の巧妙化
- 薬物事犯の再犯者率の高止まり

3. 計画改定の基本的な考え方

従来からの3つの柱を継承しつつ、昨今の薬物情勢を踏まえた新たな施策を追加し、薬物乱用対策の更なる推進を図る。

薬物乱用のない社会づくり

柱1 啓発活動の拡大と充実

（計画改定の方向性）

- ▶ 若年層に対する効果的な大麻乱用防止啓発の強化
- ▶ 医薬品の適正使用・市販薬乱用防止啓発の推進

柱2 指導・取締りの強化

（計画改定の方向性）

- ▶ 巧妙化する密輸・密売手法に対応した、国内外の関係機関の連携強化・各種捜査手法の積極的活用
- ▶ 国指定の「濫用等のおそれのある医薬品」の販売ルールの周知、適正販売に関する監視指導強化

柱3 薬物問題を抱える人への支援

（計画改定の方向性）

- ▶ 各種再乱用防止プログラムの充実
- ▶ 保護観察終了後の薬物事犯者への支援等の“息の長い”支援の推進
- ▶ 相談体制の充実・強化

【東京都薬物乱用対策推進本部】

本部長：副知事 副本部長：保健医療局長

本部員（国）東京保護観察所、東京地方検察庁、東京出入国在留管理局、東京税関、関東信越厚生局
（都）警視庁、都立病院機構、政策企画局、生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、産業労働局、教育庁

※ 令和元年12月より、新たに「東京保護観察所」が構成員に追加

4. 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

5. 今後の予定

令和5年11月28日:薬事審議会 12月以降:パブリックコメント 令和6年2月以降:薬物乱用対策推進本部本部会開催
年度内公表予定

6. 計画における具体的な取組

3つの柱の下に、9つのプラン、23のアクション、97（予定）の取組を設定

◎：新規取組 ○：既存の取組を強化 その他は継続事業

柱1 啓発活動の拡大と充実

主な取組

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

- ・ 中学生からのポスター・標語の募集・高校生会議等、生徒が薬物問題について自ら考える参加型事業の実施（保健医療局）
- ・ 子供のうちから医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を学ぶための啓発資材の提供・普及啓発の推進（保健医療局）◎

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

- ・ ウェブサイトによる情報発信、SNS広告、動画放映等による大麻の正しい知識の普及啓発の強化（警視庁、保健医療局）○
- ・ 医薬品の適正使用・市販薬乱用防止に関する普及啓発の推進（福祉局、保健医療局）◎

プラン3 普及啓発のための基盤づくりと取組への支援

- ・ 学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師等を対象とした研修会の実施（保健医療局）
- ・ 若い世代の大麻・市販薬乱用の拡大や、国際的な人の往来増加に対応した啓発用資材の作成・提供（保健医療局）○

柱2 指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締りの強化

- ・ 国内外の関係機関の連携強化等による、巧妙化する密輸・密売手法への対応強化（東京税関、関東信越厚生局、警視庁）○
- ・ サイバー捜査に特化した部門等を中心とした、サイバー空間を悪用した犯罪の取締り強化（関東信越厚生局）○

プラン5 薬物乱用実態的確な把握と規制の迅速化

- ・ 国内外の薬物流通実態の調査、違法薬物等の早期発見のための製品の試買、成分検査の実施（保健医療局）
- ・ 条例に基づく未規制薬物の迅速な規制及び国への情報提供による法に基づく全国的規制の実現（保健医療局）

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

- ・ 麻薬・向精神薬を取り扱う施設等への立入検査・指導の実施（関東信越厚生局、保健医療局）
- ・ 国指定の「濫用等のおそれのある医薬品」を取り扱う薬局等への販売ルールの周知徹底・適正販売の指導強化（保健医療局）○

柱3 薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

- ・ 電話・面談・チャットボット等による多様な相談支援体制の充実（関東信越厚生局、警視庁、福祉局、保健医療局）○
- ・ 相談業務に係る保健師、保護司等を対象とした研修等の実施（東京保護観察所、福祉局、保健医療局）

プラン8 薬物依存症からの回復支援

- ・ 専門医療、各種再乱用防止プログラムの提供（東京保護観察所、関東信越厚生局、東京都立病院機構、福祉局）
- ・ 再乱用防止プログラムへの大麻に関する指導項目の新設による、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実（東京保護観察所）◎
- ・ 東京都における薬物依存症専門医療機関及び治療拠点機関の選定・公表（福祉局）

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

- ・ 保護観察終了後の薬物事犯者やその家族等への“息の長い”支援の実施（東京保護観察所、保健医療局）○
- ・ 薬物依存症に関する正しい知識の普及啓発（東京保護観察所、福祉局、保健医療局）

国の新五か年戦略と東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）との関係

■ 国の5つの戦略目標と都の3つの柱の関係性

国の戦略目標(第六次五か年戦略)		都計画における3つの柱
目標1	青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	<3つの柱-1> 啓発活動の拡大と充実
目標2	薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	<3つの柱-3> 薬物問題を抱える人への支援
目標3	国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	<3つの柱-2> 指導・取締りの強化
目標4	水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	
目標5	国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	

■ 国の新戦略策定上の重要項目と都計画における改定の方向性の関係性について

国の新戦略策定上の重要項目	都計画における改定の方向性
1. 大麻乱用期への総合的な対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層に対する効果的な大麻乱用防止啓発の強化<3つの柱-1> ● 大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実<3つの柱-3>
2. 再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種再乱用防止プログラムの充実<3つの柱-3> ● 大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実<3つの柱-3>(再掲) ● 保護観察終了後の薬物事犯者への支援等の“息の長い”支援の推進<3つの柱-3> ● 相談体制の充実・強化<3つの柱-3>
3. サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 巧妙化する密輸・密売手法に対応した、国内外の関係機関の連携強化・各種捜査手法の積極的活用<3つの柱-2>
4. 国際的な人の往来増加への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 巧妙化する密輸・密売手法に対応した、国内外の関係機関の連携強化・各種捜査手法の積極的活用<3つの柱-2>(再掲)
5. 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信	なし ※ 国際社会との連携・協力強化は国独自の対応のため
なし ※ 五か年戦略には記載がないが、国は市販薬乱用防止に関する取組を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 医薬品の適正使用・市販薬乱用防止啓発の推進<3つの柱-1> ● 国指定の「濫用等のおそれのある医薬品」の販売ルールの周知、適正販売に関する監視指導強化<3つの柱-2>

柱に変更なし

令和5年度改定案

柱	プラン	アクション
1 啓発活動の拡大と充実	1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化	1. 青少年の薬物乱用防止意識の向上に向けた取組の推進 2. 青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進 3. 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進 4. 青少年を有害情報から守る取組の強化
	2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成	5. 多様な媒体を用いた広域的な広報啓発活動の展開 6. 薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進
	3 普及啓発のための基盤づくりと取組への支援	7. 普及啓発を担う人材育成の推進 8. 啓発用資材の充実・提供 9. 地域における主体的な啓発活動の支援
2 指導・取締りの強化	4 不正薬物等の取締りの強化	10. 巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化 11. 多様な捜査手法の効果的な活用 12. 巧妙化・潜在化する薬物取引の取締り及び監視指導の強化
	5 薬物乱用実態的確な把握と規制の迅速化	13. 違法薬物や規制が必要な薬物の流通実態・乱用実態の把握 14. 未規制薬物等の迅速な分析・広域的な規制
	6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化	15. 麻薬・向精神薬等の取扱医療機関等への立入検査等の実施 16. 偽造・変造処方箋対策の強化 17. 「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱い薬局等への指導の実施
3 薬物問題を抱える人への支援	7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実	18. 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進 19. 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供 20. 相談・支援業務に従事する人材の育成
	8 薬物依存症からの回復支援	21. 薬物依存症等に関する専門医療等の提供 22. 薬物依存症回復プログラム等への参加支援
	9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施	23. 再乱用防止に向けた「息の長い」支援等の充実

新たにアクション2を追加

新たにアクション6を追加

新たにアクション17を追加

現行計画（平成30年度改定）

柱	プラン	アクション
1 啓発活動の拡大と充実	1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化	1. 青少年の薬物乱用防止意識を向上させる指導・教育の充実 2. 学校に通っていない青少年に対する啓発活動の強化 3. 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進 4. 青少年を有害情報から守る取組の強化
	2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成	5. 広域的な広報啓発活動の実施 6. 多様な広報媒体を用いた効果的な啓発活動の展開
	3 地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援	7. 普及啓発を担う人材育成の推進 8. 啓発用資材の充実・提供 9. 地域における主体的な啓発活動の支援
2 指導・取締りの強化	4 不正薬物等の取締り強化	10. 関係機関相互の情報共有の推進 11. 関係機関の連携等による不正薬物の取引等の取締り強化 12. 多様な捜査手法の効果的な活用 13. 巧妙化・潜在化する薬物等の取引に対する取締り及び監視指導の強化
	5 危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態的確な把握と規制の迅速化	14. 違法薬物や新たな薬物の流通実態・乱用実態の把握 15. 乱用が懸念される未規制薬物等の迅速・広域的な規制
	6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化	16. 関係機関の連携等による医療機関等への立入検査及び指導の実施 17. 偽造・変造処方箋対策の強化
3 薬物問題を抱える人への支援	7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実	18. 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進 19. 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供 20. 相談・支援業務に従事する人材の育成
	8 関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援	21. 薬物依存症等に関する専門医療等の提供 22. 薬物依存症回復プログラム等への参加支援
	9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施	23. 再乱用防止に向けた当事者及び家族への継続的な支援等の充実

アクション2を1に統合

アクション5と6を統合

アクション10と11を統合

目標（薬物乱用のない社会づくり）

目標（薬物乱用のない社会づくり）